

森林環境税の実施・見直し過程に関する研究

森林緑地管理学講座 森林政策学分野
杉本健輔

【はじめに】地方分権一括法の施行以降、2003年の高知県での導入を初めとして、現在までに29県でいわゆる森林環境税が導入されている。森林環境税は、各県とも5年程の期限付きで導入しており、早期に導入した県は税制の評価・見直しの段階を迎えつつある。

本研究では森林環境税を導入した県が、県民の理解を踏まえながら、どのようにして施策の選定・実行・評価・見直しを行っているのか、その現状と課題を明らかにする。

【調査方法】全国の森林環境税導入県の動向を把握した上で、見直し期を迎えた先行事例である高知、鳥取、岡山の3県に加え、施策の評価について独自の仕組みを取り入れている神奈川県を対象として、個別事例研究を行った。個別事例研究では資料収集と聞き取り調査を行った。

【結果・考察】全国の動向：全国的な傾向として、森林環境税の用途に関しては、「県民の意識醸成」と公益的機能の増進を目的とした「荒廃人工林の間伐」という用途に絞られていることが多い。九州地域においては伐採跡地対策、大都市を抱えた兵庫県では都市緑化など、各県の課題に対応した取り組みも見られる。

個別事例研究：実施過程において高知県、鳥取県、神奈川県では一般県民や有識者等から成る第三者委員会を設置することで、税制運営における県民参加を確保してきた。また、実施過程の中で高知県、岡山県では新しい事業が追加され、事業が広範化してきた。高知県では意識醸成を目的とした様々な事業が追加され、岡山県では台風被害対策や木材利用推進を目的とした事業が追加されてきた。

高知県、鳥取県に続いて、岡山県においても見直し過程を経て税制の継続が決定された。しかし、いずれの県でも税の周知が不十分なままであり、先行県である高知県においても森林環境税が徴収されていることを県民の半数が認知していない状況での継続である。税の用途に関する認知度はさらに低い。また、見直し期における事業評価については、事業量などの提示にとどまっており、公益的機能をどれだけ増進させたかという成果を県民に説明できていない。税の存在自体や用途について十分に認知されていないまま、また、事業の成果を踏まえた客観的な見直しが行われないまま、税制の継続が決められている。

第二期に入った高知県、鳥取県では、第一期と比べて税の用途が拡大した。特に、第一期では林業経営を行わない環境林を対象を限定していた間伐事業が、第二期では林業経営可能な経済林にも活用できるようになった事は大きな変化である。

森林環境税は導入後の実施過程・見直し過程の中で、県内の状況を反映して制度が改正されてきており、国による一元的な施策には無い、地方による独自施策の長所が発揮されているといえる。しかし、岡山県では用途が広範に認められているがゆえに、一般財源を補うために森林環境税を充当しようとする動きが見られる。こうしたことにより、森林環境税による事業と一般財源による事業とのすみ分けが曖昧になり、森林環境税の存在意義が不明確になることが懸念される。さらに、限られた財源の中で施策の効果をあげるには事業の選択と集中が必要であるが、用途の拡大はこれに逆行する面もある。必要に応じて用途を拡大する一方で、用途の絞り込みを行う必要がある。